

大船渡市復興推進協議会 議事概要

日 時	平成 26 年 6 月 6 日（金） 午前 10 時 30 分～午前 10 時 50 分
場 所	大船渡市民文化会館（リアスホール）会議室
構 成 員	大船渡商工会議所 株式会社岩手銀行 株式会社七十七銀行 気仙沼信用金庫 株式会社商工組合中央金庫 大船渡市
事務局等	大船渡市災害復興局復興政策課、商工港湾部商業観光課

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 役員の選任
- 5 議事
 - (1) 大船渡市復興推進計画（案）について
 - (2) その他
- 6 閉会

【議事概要】

○ あいさつ（大船渡市災害復興局長）

震災から3年2カ月が経過し、復興の動きが目に見えるようになってきている。当市においても基幹産業である水産業の要となる新大船渡魚市場が4月から供用開始され、市内各地で進められている防災集団移転促進事業も敷地造成工事から住宅建設へと進んでいる。

このような中、株式会社海楽荘は大船渡町内の景勝地において温泉ホテルの建設を進めているところである。

当協議会は復興特区法に基づき、復興推進計画の策定に関して必要となる事項を協議するため設置したものであり、本日協議する大船渡市復興推進計画（案）については、復興特区支援利子補給金制度を活用し、海楽荘の取り組みを支援するために作成したものである。計画（案）に対し、理解と賛同をお願いしたい。

○ 出席者紹介（事務局）

事務局から出席者名簿により紹介

○ 役員の選任（大船渡市災害復興局長）

協議会の構成員は、計画を策定する大船渡市、関係機関である大船渡商工会議所、事業の実施主体、

利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっていることを説明したうえで、大船渡市復興推進協議会設置要綱の規定に基づき、当協議会の会長である大船渡市災害復興局長が、商工会議所を指名し、副会長として選任

○ 議事

※ 大船渡市復興推進協議会設置要綱の規定に基づき、会長である大船渡市災害復興局長が議長となり、議事を進行

(1) 大船渡市復興推進計画（案）の説明（事務局）

この計画（案）は、株式会社海楽荘が、大船渡市大船渡町で実施する宿泊施設を整備する事業に関し、当市の復興推進計画の目標を達成するうえで中核となる事業として位置づけを行い、復興特区支援利子補給金の支給を受ける計画として策定しようとするもの。

この計画の認定申請にあたっては、復興特区法に基づく復興推進協議会の設置と、当該協議会構成員として利子補給金の支給を受ける予定の金融機関の参加が必須となっている。

（以下「大船渡市復興推進計画（案）」により概要説明）

この計画（案）については、当協議会で協議を行うほか、岩手県から意見を聴取することになっている。県からは、平成26年6月4日付で、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資するものであることから、依存ありませんとの回答があったことを報告する。

また、復興特区法の規定により、復興推進協議会を組織したときは、その旨を公表することとなっており、当市のホームページにおいて、協議会設置要綱、復興推進計画（案）、本日の議事概要を掲載することとなる。

（株式会社海楽荘から事業内容に関して追加説明があった）

○ 会長

ただいま、事務局と株式会社海楽荘から説明のあった「大船渡復興推進計画（案）」について、意見等をいただきたい。

○ 出席者

意見なし。

○ 会長

意見等ないので「大船渡市復興推進計画（案）」について、原案とおりに決定してよろしいか。

○ 出席者

異議なし。了承。

○ 会長

原案のとおり決定する。

(2) その他

「大船渡市復興推進計画」については、所要の手続きを済ませたあと、速やかに復興庁岩手復興局に提出する予定である。計画認定後は、金融機関の指定申請書を7月4日までに、対象事業者の推進申請書を7月25日までに提出することになる。

以 上